

## 平成 20 年度第 3 回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日時 平成 21 年 3 月 18 日 (水)

場所 鎌ケ谷市総合福祉保健センター 4 階研修室

出席者 16 名 (欠席者 3 名)

- 議題
- 1 第 2 期障がい福祉計画について
  - 2 部会の設置について
  - 3 その他

### 議事概要

#### 1 開会

(事務局)

(本日の出席委員数、傍聴者数等について報告。)

#### 2 会長挨拶

(会長)

本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は、本年度第 3 回目の協議会となりますが、前回に続きまして第 2 期障がい福祉計画についてご検討いただくことになっております。

また、本日の傍聴者はありません。

それでは、ただいまより、障がい者地域自立支援協議会の議題に入ってまいります。はじめに、議題の 1 「鎌ケ谷市第 2 期障がい福祉計画」について、事務局から説明をお願いします。

#### 3 議題の 1 障がい福祉計画について

(事務局)

はじめに、議題の 1 「鎌ケ谷市第 2 期障がい福祉計画」について事務局から報告をさせていただきます。

1 月 21 日に第 2 回の協議会を開催後、事務局で素案を作成し、1 月 20 日協議会委員に発送しました。また、市の内部会議に素案を提出し、2 月 1 日から 3 月 2 日までの間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントについては、市のホームページ、総務課、出先の施設（コミセン、公民館、学習センターまなびい）に、公開用を配布しております。

パブリックコメントについては、30日の公開期間が必要で、3月2日で終了となっております。

寄せられた意見には、「市の考え方」と合わせてホームページへ公開し、本人にも送付する予定ですが、氏名等は公表しません。

今回のパブリックコメントでいただいた意見は、本協議会以外の外部からは1件です。協議会の委員さんからは4件いただきました。ご意見と市の考え方については、本日の資料に添付しましたのでご覧ください。

協議会委員以外からのご意見ですが、照会させていただきます。

#### 《ご意見の概要》

障がい福祉サービスと地域生活支援事業にある日中活動系サービスについてですが、サービスの見込み量で就労継続支援（B型）は3年で1.5倍の実人数延人日/月となっていますが、実際にH19年9月から開所しH21年1月現在延人日/月では開所時の2倍近い利用実績があります。この見込量の目標設定は福祉計画としては低いのでは感じます。

また、共同生活介護・共同生活支援事業の見込数に関しても退院促進で地域へという流れの中で、実際には自宅へ戻っても再入院となるケースが多い事からも、ケアホーム・グループホームの目標値は、今掲げられている数字の倍以上を福祉計画として考えるのが妥当のように思います。

最後に障がい者地域自立支援協議会委員名簿を見ましたが、地域の中で重要なポストである秋元病院や鎌ヶ谷総合病院といった所の方が委員に入っていないのは不自然だと思います。

#### 《市の考え方》

就労継続支援（B型）については、生活介護とともに今後利用者の増加が見込まれるサービスではありますが、移行の中心となる知的障がい者関連施設の動向が不透明なこともあり、第2期計画においては予測値を低めに設定しております。

障害者自立支援法の見直しにあわせ、施設の移行が今後本格化する中で、平成23年度末には、大きく増加するものと見込んでおります。

共同生活介護・共同生活援助につきましては、地域生活への移行促進に伴い需要が伸びるサービスであるため、平成20年度実績の2倍を目標値としましたが、鎌ヶ谷市の実績と千葉県計画値からも、妥当な数字と考えおります。

協議会委員の構成につきましては、貴重なご意見、ご提案と受け止めさせていただきます。

協議会委員の構成につきましてのご意見がありましたが、前向きに検討させていただきたいと思っております。

定員は20人ですが現在19人のため、1人追加したいという考えもあり、可能であれば、ご提案のあった事業所も予定したいと思っています。

P2からP6については協議会の委員さんからの意見ですが、市としての考え方をまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。

パブリックコメントの回答につきましては、市のホームページへ匿名で掲載しますが、協議会委員の皆さんからの意見は、省略させていただきこの場での報告とさせていただきます。

また、今日の素案については、千葉県への意見照会を行なうことが義務となっているので、1月13日付けで照会しています。

その結果につきましては、1月26日付けで千葉県障害福祉課長から修正の箇所等はないとの回答をもらっています。

以上のとおり、素案については修正の箇所はないということで、今日の資料は表紙の部分と策定経過の部分のみ校正してお配りしました。

なお、今回の第2期計画の策案の過程で、障害者自立支援法の3年目の見直しがこの障がい福祉計画に影響するところもあります。かなり単価も変わっていて、全体で5.1%のアップとなり、加算なども増えています。

一部を紹介しますと、今回サービス利用計画作成者の支援対象の拡大が行なわれ、従来は、

- ① 障がい者施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を要する者
- ② 単身の世帯または、同居している家族等の疾病、障がいのため、自らサービス事業者との連絡、調整ができない者
- ③ 重度障害者等包括支援の該当者

に限定されていて、利用者がほとんどいなかったものが、新たに自立訓練、グループホーム、ケアホームの利用者が対象となることで、増加が見込まれることとなります。この点については、国から通知が来ており「今回の見直しの内容に合わせて修正することはスケジュールに無理があり、修正の必要はない。」との事であり、当市においても修正をしないこととしたいと思います。

第2期障がい福祉計画について、この後の予定は、

- ① パブリックコメントの回答とホームページ掲載。
- ② 本案の決裁と製本
- ③ 県、協議会委員、議員、他市等への送付ということになります。

(会長)

以上、説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

なければ、次に議題の2「部会の設置について」説明をお願いします。

#### 4 議題の2 部会の設置について

(事務局)

それでは、次に部会の設置について説明いたします。

追加の資料をご覧ください。

平成20年4月1日で、厚生労働省がまとめた協議会の設置状況ですが、都道府県単位では、岩手、長野、群馬、富山、滋賀など100%のところは10団体で、千葉県は94.6%で上位となっています。また、低いところでは、福島が20%、福岡29%、鹿児島22%で、全国平均では66%の設置状況となっています。

20年度で予定どおり増えていけば、86%程度になると思います。

表を見ていただくと、部会の設置状況が載っています。左下が専門部会の状況ですが、共同設置の場合は、1協議会でカウントし、専門部会ではワーキンググループも含むとなっています。

協議会741中で、4月1日では53%が部会を設置済みで、平成20年度設置予定を入れると14%増の67%となると思います。

専門部会の種類ですが、右下の表ですが、左の棒グラフが左から右に、右の種別の上段から下段に対応していますので、多いほうから見ると④の就労、次に⑥その他を除くと②の地域移行で、退院促進は少なくなっています。

追加資料の後半には、「自立支援協議会の標準的な組み立てと進め方」ということで、これは、財団法人、日本障害者リハビリテーション協会のマニュアルの抜粋です。

内容は標準的なもので難しいですが、参加としていただきたいと思います。

ホームページでは、カラーで全文が見られます。

レジメの方に戻って、パブリックコメントの後ろが「部会」の資料となりますが、始めのページに各市の専門部会の様子を表にしてみました。

千葉県内の先進市と他県の市についても載せました。数、内容、名称も様々でそれぞれ苦勞、工夫しているように思われます。

千葉県の資料の例示は、参考ですが、障がい別、年齢別、課題別がミックスです。

少ない市では、最低単位の二つから多いところは5部会などあります。

課題別のところが多いようですが、年齢別のところもあり、やはり障がい別というのは自立支援法の目的からして少ないようです。

また、数が多いところも、すべて存在し稼働しているのではなく、段階的に増やしていくというようなやり方のところもあると思いますし、常時活動していないものも含まれていると思います。

就労とか地域移行とかはよく見られます。

退院促進とか、発達障がいとかは、少ないようです、

そこで鎌ヶ谷市としては、どんな部会が想定できるかということですが、次のページにたたき台を作ってみましたので紹介します。

たたき台ですので委員さんのご意見をいただいて修正をしていただきたいと思います。今日、この場で決定するのではなく、予定としては次回の協議会で決定し、部会の準備がはじめられればと思っています。

今日のところは素案ということで説明させていただき、それについての質問とご意見をいただければと思います。

最初の目的ですが、これは部会の設置根拠のある「障がい者地域自立支援法協議会設置要綱」の第8条を指しています。

3の部会の名称と所管事務については、重要ポイントですが、当初の部会設置は、最低単位の2部会としました。部会の組織図を作ってみました、2部会に限定せず将来的には発展的にその他の専門部会もできればよいかと思っています。

部会の内訳は、①個別支援部会 ②福祉サービス部会としました。

個別支援部会は、年齢、障がい別ではなく、個別のケースのニーズに応じて支援方法や課題を検討していく形を想定しました。

福祉サービス部会については、個人のニーズではなくサービスと提供する側からの課題。新体系への移行、自立支援法に限定せず社会資源の開拓、成年後見や就労支援、相談支援事業の構築、地域生活支援事業の課題など、いろいろと考えることは多いと思います。

4の役員については、部会長と副部会長を置く、委員の互選により選ぶ、ということにいたしました。

5の部会員については、

- ① 地域自立支援協議会長が選任する。
- ② 部会員は、代理者を出すことができる。とだけ書きました。

人数については、何人にするかは未定です。自立支援協議会の委員から部会へ同じ方が出席してもよいし、協議会委員とは別の方（団体、有識者など）でも良いと思っています。

市の障がい福祉課のケースワーカーも部会委員として参加になればよいと思いますが、メンバー構成と人数については悩むところです。皆様のご意見をぜひいただきたいと思います。

できるだけ、実務者の多い会議にすることがよいと思いますがいかがでしょうか。

6の部会員の任期については、何年というところですが、自立支援協議会と同じとすると3年ですが、1年ごとに交替わりすることも可能かと思っています。

部会の数が2つとすれば、1年から2年ごとに同じ団体の方でも交互に交替して

いく方法もいかがかと思っています。

例えば、身体障がい者福祉会の部会員を両方の部会に出すこととか、また、1年交替で順番に両方に出ていただくこともよいかと思っています。

7の会議の開催について

- ① 部会長が召集し、議長となることとします。
- ② 必要に応じて、部会員以外の方に出席していただくことも想定します。
- ③ 部会の活動計画は、協議会の承認をいただくこととして、活動の内容は、協議会へ報告することとしました。

協議会の報告は、全体会の回数にもよりますが、年度当初に前年度の報告を行うこととすることがよいかと思っています。又、活動の計画は、単年度又は複数年度でもよいかと思っています。いかがでしょうか。

8の秘密の保持は、絶対条件で、自立支援協議会委員と同じ扱いです。

9の庶務についてですが、これは、市の委託する指定相談支援事業所をお願いすることを考えました。

市が事務局では、何かと意見の出にくい堅苦しい会議になってもよくないので、お任せできないかと思っています。

他市においても、このような事例は多くあり、社会福祉協議会や地域生活支援センターなどが一括して相談支援事業の委託を受け、その中で自立支援協議会も運営している例があります。

鎌ヶ谷市の場合では、指定相談支援事業者の「もくせい園」に部会の事務局をお願いしたいと考えております。

10の報酬については、部会については、報酬なしを考えています。

ただし、講師を呼んで研修をすとか、視察をしたいとかの考えであれば対応しないといけないと思っています。市川市でも無報酬ということです。

11の開催回数についてですが、できる回数も限られると思うのですが、また、困難ケースなどは、いろいろとあると思うのですが、全体会を年2回とすれば、同じ方も部会員として出席していただくこともあるかと思っていますので、部会の回数は3から4回が限度かと思っています。この回数は、部会の1と2を合計しての考えで、各々3から4回というのは、難しいかと思っています。

そこで例として、組織図で示しましたが、個別支援部会を年3から4回とし、サービス部会を随時とするか、サービス部会のテーマを決めてそちらの回数を予定すれば、個別支援部会は随時というような形でもいかがでしょうか。

なお、部会の活動時間は、日中でも夜間でもよいですし、場所は、総合福祉保健センターを使用することを前提としていただくことが便利かと思っています。

以上、部会のたたき台として説明しましたのでよろしく願いいたします。

(会長)、

以上、説明がありました。何かご質問等がございますか。

(委員)

専門部会の設置はよいことです。今後施策の提言までつながる部会であればいいと思います。言い放しでなく意義のある部会になればいいと思います。

(委員)

福祉計画の実状を確認するような部会であればよい。計画の進み具合を検証できればよい。

(委員)

委員はもとより、個別ケースに直接かかわりを持つ人や、施設職員等も加わってもよいのではないかと。

(委員)

部会員は、固定せずその都度変わることになるのか。

(事務局)

部会員については、基本的には固定した委員となるが、必要に応じて部会員以外の者も出席できるようにしたいと思います。

(委員)

相談支援事業には、保健所圏域に設置した「なかまネット」もあるが、これらに加えて、専門部会にも相談できることになるのか。

(事務局)

専門部会では、各相談事業所に上がった解決困難事例や市役所窓口での事例などを想定します。

(会長)

ほかにご意見がなければ、以上で本日の議題は終了しましたが、事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局から2、3報告させていただきます。

障害者自立支援法が平成18年度に施行されて、今年の3月で3年目を終えるということで、見直しが見込まれています。

利用者負担については、平成19年4月から軽減措置が引き下げられ、20年7月からさらに上限額が下がりましたが、これは継続されます。また、加えて、21年7月からは、課題であった資産の要件も撤廃され、支援費制度に近くなりました。

また、4月からは、事業所への報酬単価も全面的に改正され、平均で5.1%の増額となります。児童デイサービスについては、II型についても継続されることとなり、単価もかなり増額されています。

短期入所事業については、いままでは宿泊だけの単価設定でしたが、日中活動系サービスとの併用が可能となるよう二通りの単価ができました。また、ALS などの医療型施設では、日帰りの利用が介護給付サービスとして可能となり、単価が設定されました。

今後も、障がい程度区分の判定方法などについても、見直しが予定されています。つぎに、鎌ヶ谷市の21年度予算について、若干説明いたします。

平成21年度の障がい福祉関係予算については、前年度比7.3%増の944,379千円となりました。全体としては、新規事業による増ではなく、介護給付費の増加が主な要因ですが、障がい福祉サービスが後退しないよう予算が組めたものと理解しております。なお、今回の報酬単価の見直しや特例交付金事業などの実施のため、今後、予算の追加が必要になるものと思っております。

(会長)

以上で説明を終わりましたが、何か質問はありますか。

なければ、次回の会議について、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

次回の会議は、7月に予定したいと思います。

平成20年度の実績を報告し、部会の設置案などについても決定し活動をはじめたいと思います。

(会長)

それでは、これで本年度第3回目の障がい者地域自立支援協議会を閉会といたします。

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、有難うございます。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成21年 5月 7日

氏名                     鮫島 亘                     印

氏名                     飯高 優子                     印